

屋久島世界遺産地域連絡会議会則

制 定：平成 7 年 9 月 2 8 日
最終改正：令和 5 年 5 月 1 8 日

(名称)

第 1 条 この会議は、屋久島世界遺産地域連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 会議は、世界遺産一覧表に登録された屋久島の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

(構成)

第 3 条 会議は別紙に掲げる機関・団体を以て構成する。
なお、必要に応じて、その他の関係機関・団体等を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(協議事項)

第 4 条 会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項を協議・調整する。
(1) 関係機関の保全管理施策の実施に係る必要な協力の推進等所要の事項。
(2) 管理計画に関する事項。
(3) その他、保全管理の円滑な実施の推進に係る内容で会議において必要と認められた事項。

(幹事)

第 5 条 会議に幹事をおく。
(1) 幹事は、次の者をあてる。
九州地方環境事務所 国立公園課長
九州森林管理局計画保全部 計画課長
鹿児島県環境林務部 自然保護課長
観光・文化スポーツ部 PR 観光課長
教育庁 文化財課長
熊毛支庁屋久島事務所 総務企画課長
屋久島町 観光まちづくり課長
(2) 幹事は、会議の運営を円滑に進めるため、必要に応じ幹事会を開催するほか、関係機関・団体等の連絡調整にあたる。
(3) 幹事会の開催に当たっては、第 3 条なお書きの規定を準用することができるものとする。

(事務局)

第 6 条 事務局は、九州地方環境事務所、九州森林管理局の持ち回りとする。

(会議の開催・運営)

第 7 条 会議は、幹事が協議し、必要に応じて開催する。また、必要に応じて部会を設置することができる。

第 8 条 この会則に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は幹事が協議して定める。

(付則)

この会則は、平成 7 年 9 月 2 8 日から施行する。
この会則は、平成 8 年 7 月 2 5 日から施行する。
この会則は、平成 1 1 年 8 月 3 1 日から施行する。

この会則は、平成12年10月 5日から施行する。
この会則は、平成13年 4月24日から施行する。
この会則は、平成14年10月23日から施行する。
この会則は、平成17年10月13日から施行する。
この会則は、平成20年10月15日から施行する。
この会則は、平成21年11月10日から施行する。
この会則は、平成22年11月25日から施行する。
この会則は、平成25年 4月 1日から施行する。
この会則は、平成27年 4月10日から施行する。
この会則は、令和 元年11月27日から施行する。
この会則は、令和 3年 4月28日から施行する。
この会則は、令和 5年 5月18日から施行する。

別紙

屋久島世界遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

管理機関

九州地方環境事務所
九州森林管理局
鹿児島県
鹿児島県教育委員会
屋久島町

地元関係機関・団体

公益財団法人屋久島環境文化財団
屋久島レクリエーションの森保護管理協議会
屋久島町議会
屋久島観光協会
屋久島観光協会ガイド部会

オブザーバー

屋久島世界遺産地域科学委員会委員長